

県南広域振興局長告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年5月29日

県南広域振興局長 菅原健司

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500256	社会福祉法人奥州市社会福祉協議会	胆沢デイサービスセンター	奥州市胆沢南都田字石行30番地1	令和8年5月31日